

令和 4 年度第 21 回安平町子ども子育て会議

内容/議題	・審議事項 2 件 ・報告事項 1 件 ・委員発議 2 件		
日付	2023/02/22 15:00～	場所	総合庁舎 大会議室
発言者	・委員長 ・委員 7 名 ・事務局 2 名		

概要	
審議事項	・令和 5 年度就学前教育・保育施設の利用定員について ・第 2 期安平町子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて
報告事項	・子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）R4 活動報告について
委員発議	・はやきた子ども園 ・おいわけ子ども園

決定事項	
審議事項	
① 令和 5 年度就学前教育・保育施設の利用定員について	原案のとおり決定
② 第 2 期安平町子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて	原案のとおり決定

備考	
(情報無し)	

次回開催予定	(情報無し)
--------	--------

詳細議事内容

事務局 時間となりましたので、第 21 回安平町子ども・子育て会議を開催致します。議事開始までの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。それでは初めに日程 1、委嘱状の交付を行います。

【委嘱状交付・新委員挨拶】

ありがとうございました。事務局は、私ども教育委員会事務局と健康福祉課が担当として参加しておりますので、よろしくお願い致します。それでは日程 2、町長の開会の挨拶に移ります。町長よろしくお願い致します。

町 長 改めまして、皆さんこんにちは。ただいま、委嘱状を交付させていただきました。残任期間という形になろうかと思えますけれども、よろしくお願い申し上げたいと思います。悪天候の中、そしてお忙しい中、各委員の皆様方に本日ご出席頂きましたこと、感謝申し上げます。今のあびらチャンネルをご覧になってご存知の方もいると思いますが、コロナ禍もあってなかなかこういった大会ができなく、久々になるかと思えますけれども、屋外リンクで3つの小学校のスケート交歓会や、またアビススポーツクラブの事務局長も来てますけれども、大人も含めてスケート大会をやって頂いて、その様子も町民の方にご覧頂いているということで、私も非常に嬉しく思っているところであります。ただ残念ながら先週末にかけてちょっと暖気が入り、また雪が降ってきたということもあって屋外については20日をもって閉じさせて頂きました。室内のリンクは3月いっぱいまでやります。一方、雪が降ってですね、なんとか安平山スキー場の方は3月10日ぐらいまでオープンできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、冬期間の子ども達の体力の増強を含めて、これからもこういった施設の維持、利用促進を図っていききたいというふうに思っております。いろんな場所で情報提供させて頂いているので、若干冒頭でさせて頂きたいと思います。昨年1年間、令和4年は20年ぶりに安平町の人口増加とまではいかなかったんですが、社会人口増ということで転入が転出を上回りました。18人ではありましたが20年ぶりのことでありまして、あびら教育プランの取り組みや新規就農の方の支援の成果であったり様々な要因があるかと思えます。今、住宅建設する場所が不足していたり、また民間のアパートも空きがなかなかないというような声も聞かれるようになりました。政策推進課を中心としながら、移住定住に向けた問い合わせ、転入のご紹介、そういったところもさせて頂いております。1年で終わることなく、こういったの社会人口増を引き続き続けていけるように取り組みを進めたいと思っております。また、ちょうど本日午前中にコープさっぽろの理事長代理が担当者と一緒に来て頂きました。今回、買い物対策であったりエネルギー対策、長寿命延伸事業等コープさっぽろさんとして様々な事業を行っていますが、安平町としても認知症の方の徘徊であったり、そういった見守りの関係でもご協力頂いていたり、今申し上げたエネルギー対策や安平地区や遠浅地区は買い物困難地域といった課題を抱えております。早来学園の義務教育学校が4月から開校するに当たって安平小学校が閉校していきます。その地区別計画の策定に既に入っておりますが、そういったところでも買い物をする場所などそういった話をしながらご相談をさせて頂いております。これからもそういった取り組みについて、コープさっぽろ様にもご相談しながら進めていきたいと思っております。また昨年10月でありますけれども、せいこドームがJOCの強化施設に指定されました。せいこドームについて、従来10月ぐらいからオープンだったものを、冷凍機を入れ替えて8月オープンにしておりましたが、2年前から試験的にオープンを6月1日に前倒して、問題がないということもありまして、ほぼ通年に近い形で利用できるようになりました。また様々なトレーニング機器、ウエイトトレーニング含めて実業団の方にも耐え

られる立派な機器も配備しましたので、利用されている選手、監督から非常に高い評価を頂いています。年末にも慶応大学の方々に来て頂いて、スマイルルジャパン代表監督にも来て頂きました。こういった取り組みが充実してきておりますので、スケートやアイスホッケーの合宿の聖地になるんじゃないかというような言葉も頂いております。そういった取り組みも進めながら、令和 6 年度に計画をしている町民センターの耐震化に合わせた大規模改修。これは震災の関係もあり耐震化を図りながら、公民館は追分にもありますので早来の大ホールについては、早来研修センターが無くなったり、また、学校開放をしていた早来小学校、中学校のそれぞれ体育館が無くなったということもあり体育館にリニューアルし、しらかば合宿所が地震で使えなくなった事もあり 2 階・3 階含めて合宿所を配備して、先ほど申し上げたせいでドームと連携をしながら、スポーツの拠点化を進めていきたいと思っているところであります。あと、2 月 17 日先週の金曜日、昨年 12 月 5 日に札幌の台北の駐在経済文化代表の方に担当者と訪問してきましたが、17 日には所長が担当者の方と一緒に安平町の方にいらっしゃいました。台南市には安平区と書いてアンピン区というところがあり、はやきた子ども園や児童センターとオンライン交流等もあったという繋がりもある場所です。これから学校だけでなく、歴史文化財の保護や観光交流、地方創生また特産品のマーケティングの促進。あと学校施設の教育施設間の交流など、そういったところを柱に交流を進めていけないかという話を進めております。私も教育長と震災の翌年に、追分国民小学校の 100 周年に合わせてお招きを頂いて行ってきました。翌年には校長先生がうまかまつりにいらしたり、また昨年の 10 月には台湾の追分駅 100 周年、室蘭線開業 130 周年に合わせて道の駅あびら D51 ステーションでオンライン交流イベントが行われ、台湾の方にも 200 人以上集まって頂いた交流も既に始まっております。道内には台湾と協定を結んだ自治体が 5 つぐらいあるそうですが、台湾に訪問してるところはないというふうに聞いておりますから、安平町はすでにもう訪問して交流も始まっていますので、協定を結びながら先ほど申し上げた観光交流も含めて取り組みを進めていきたいと考えているところです。いろいろ情報提供したいことはあるんですが、直近の 1〜2 週間の動きをお話をさせて頂いて、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。この後審議に入ってまいりますけれども、皆様の忌憚ないご意見を頂ければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。それでは議事に入ります。以降は当会議の委員長に進行をお願い致します。

委員長 はい。それでは日程の第 3。事務局説明についてです。本会議の流れについて説明をお願い致します。

事務局 本日の会議の全体説明をさせていただきます。議案、資料につきましては、事前にお送りをさせて頂いたものと、本日、委員から紙で別途お渡ししたものをういて進めさせて頂きたいと思います。前回会議から、私も職員と一部委員のご希望の方にデータで配布させて頂いてペーパーレスを実施しておりますのでよろしくお願い致します。本日はこの子ども・子育て会議の説明を簡単にした後、審議事項 2 件、協議事項はありません。報告事項 1 件、そして委員 2 名よりそれぞれ事前にご発言のお申し出を頂いておりますので、委員発議ということで 2 件を予定しております。1 件ずつ事務局の方から説明をした後に、ご意見ご質問を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。終了時間概ね 17 時頃予定しております。資料の 1 ページご覧頂きたいと思います。こちらは毎回説明しているところなので、簡単に振り返りたいと思います。この子ども・子育て会議なんですけど、子ども・子育て支援法に基づいて安平町子ども・子育て会議条例を立てましてそれに基づいて実証させて頂いております。この会議では 3 つのことを調査、審議するというのが法律で決められておまして、1 つ目が町内にある 3 園の定員について。こちら本日審議事項として挙げさせていただきます。2 つ目、子ども・子育て支援事業計画の変更、こちら今日の議題の一つとなっております。③の部分は、その他の部分なので、今日は全ての事項について皆様にご審議を頂くという大変重要な

会議となっておりますので、ご協力お願いしたいと思います。任期につきましては、皆様等しく令和 5 年 10 月 31 日ということになっております。例年の予定で行けば、9 月頃に再び第 2 2 回の会議が予定されてはいかがでしょうかと思います。その際に、また改めて次期以降の皆様への委嘱のご了解を頂いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。この会議なんですけど、下に青囲みで子育て支援部会、青少年部会とあります。皆様の委嘱状をご覧頂き、それぞれ役割分担が記載されています。ここ最近は何部会を分け隔てなく、この子ども・子育て会議にまとめて実証させて頂いているのが通例となってきました。2 ページが現在委嘱させて頂いている委員の皆様の名簿となっております。3 ページから 8 ページまでが、子ども・子育て会議条例ですとか関係の法令について参考に添付させて頂いておりますので、本日は説明を省略したいと思います。以上です。

委員長 はい。只今、説明が終わりました。何かご質問、疑問点がございましたらお願いします。これは毎回ご説明してることなのでよろしいでしょうか。それでは日程第 4、審議事項に入らせて頂きます。まず令和 5 年度就学前教育・保育施設の利用定員について、事務局から説明をお願いします。

事務局 9 ページをご覧頂きたいと思います。こちら利用定員の決定というところで、まず利用定員ですが、毎年各園の公定価格を決める際の重要な数値になっております。次に公定価格というものなんですけども、医療費でいうところの 10 割負担の部分になっていて、保護者様からいただく保育料が、いわゆる料金の 1 割とか 3 割自己負担分みたいな仕組みになっております。その保育料部分を控除した額を各園さんにお支払いするのですが、その価格の決定に重要な影響を及ぼすものになっております。この利用定員は、この子ども・子育て会議で決定をしなければいけない事項となっておりますので、今日皆様にお諮りすることになります。10 ページをご覧頂きたいと思います。まず簡単に用語の説明をさせて頂きたいと思うんですけども、はやきた子ども園、おいわけ子ども園という仕組みなんですけど、実は従来でいう幼稚園と保育園の機能が同居しているという仕組みになっており、1 号というところがいわゆる幼稚園の部分、2 号が保育園の部分で 3 歳以上の方、3 号が保育園部分の 3 歳未満の方ということで法律上区分されており、それぞれの区分に応じて利用定員を設置することになっております。今回ご提案するのが下の表の右側の部分、令和 5 年度というところなんですけど、まず、はやきた子ども園の部分、こちらは令和 4 年分から変更ありません。引き続き同じ定員の枠組みで実施していきたいと思っておりますが、一番右の見込み園児数というのをご覧頂くと、利用定員 150 名に対して 165 名というスタート想定になっております。なので、依然として大変入所が厳しい状況と言いますか、ゆとりがないような状況でスタートしなければいけない状況がここ数年続いております。そのために、はやきたゆきだるま保育園というのを令和 3 年 11 月から設置させて頂いたんですが、そのゆきだるま保育園ができて依然として純粋にはやきたゆきだるまの入園数がそのまま増えていっています。なかなか減少に結びついていないのが実態で、このまま増え続けると、本当に待機児童という入所を待つて頂く事になりうる状況が現実味を帯びてきていると思っております。現在のはやきた子ども園に、一定数町外の方にもご入所頂いておりますが、その方々の入所数もそろそろ一定程度制限をしていかなければいけない状況が見えてきていると思っております。ただ、150 名で認可を頂いておりますので、これ以上利用定員を増やすということが困難なものですから、そのまま 150 でいかせて頂くと考えています。続きまして、おいわけ子ども園です。こちらは赤字の部分について今回変更させて頂くご提案となっております、2 号 3 号それぞれ 5 名ずつ増加をさせて頂くという事でお申し出を頂いております。最後に、はやきたゆきだるま保育園につきまして、今回 19 名のところ 12 名に減少させて頂くというところなんですけど、令和 5 年の入園者数の見込みや令和 4 年の実績を考慮して、減少させて頂くというご提案をさせて頂きます。

委員長 ちょっと補足して頂きたいんですが、令和 5 年度のはやきた子ども園の見込み園児数は 165 ということで、認可定員を 15 名上回る想定ですけれども、この辺についてちょっと補足説明して頂いていいですか。

事務局 こちらにつきましては、確かに法律上 150 名ということなんですけれども、定員弾力化といったまた別な法律の仕組みがあり、現状その面積や先生の人数から割り返すと、はやきた子ども園の場合 189 名まで入所することができますので、なんとかその範囲で収めた中で待機を出さないように運用していきたいという事で、はやきた子ども園さんに確認を取っております。以上です。

委員長 もう一点補足お願いします。はやきたゆきだるま保育園が利用定員 12 名に減らしていると。今の説明で行くと、結構利用者がはやきた子ども園で増えてきているので、2 歳未満 8 ヶ月以上ということだと思いますけれども、この辺の利用定員を減らす理由あれば説明をお願いします。

事務局 昨年度の実績で行きますと、ずっと 1 桁台が続いていたという事もありその辺の実績も考慮したところですが、ご指摘の通り現状 10 名がスタート段階で見込まれるということになっております。大体 8 ヶ月から入所が可能になってきていますが、月齢の上の方については順次はやきた子ども園に入って頂くという流れを取りますので、それほど 19 名に迫るような月が少なくなってくるという想定を踏まえての設定とさせて頂いております。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。今補足して説明をして頂きました。利用定員につきましては、この子ども・子育て会議で審議しなければならない事項です。今回のはやきた子ども園の利用定員は変更ありませんが、おいわけ子ども園とはやきたゆきだるま保育園の利用定員について、この表の通り設定を見直したいということですので、何かご意見ご質問がありましたらお願い致します。

委員 はやきた子ども園の 3 号の令和 4 年度です。30 に対して見込みが 25 人ですね。方や令和 5 年度は認可定員・利用定員 30 の 41 ということで、24 から 41 にぐーんと。見込みという事は、利用しますという事で受けていいと思うんですけど、こういう、すごい増えても対応できる状況なんですか。

事務局 2 号も 3 号もそうなんですが、すでにスタート段階の見込みが定員を上回っているということで、こちらがいわゆる定員弾力化という法律の範囲内でさせて頂く部分となっています。こちら、実際に両園をご覧頂くとよく分かるんですけど、通常の部屋をかなり工夫して、例えば廊下と言いますか広いホールのところを活用して、少し部屋を張り出したりとか、その時の人数に応じて部屋の場所を変えとか本当に細かな努力のおかげで、今こういった受け入れ態勢を取ることができておりまして、その辺本当に私ども感謝しかないということです。以上です。

委員長 園長先生来てますから、補足あれば。

委員 面積的にもそうなんですけど、小さいお子さんですと年度途中で入ることが多いんですよ。ゆきだるまもそうですし。うちの 1 歳児も 2 歳児なんですけど。それを想定して職員の方も採用してるので、受け入れ体制についてはマックス町内の子ども達に待機を出さないような形でやっていますので、大丈夫だと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。他に何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、令和 5 年度の就学前教育保育施設の利用定員につきましては、先ほどご説明をした資料の通り定めるという事でご承認頂いたということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは日程 4 の審議事項の 2 つ目になります。第 2 期安平町子ども・子育て支援事業計画中間年見直しについて事務局から説明をお願いします。

事務局 11 ページご覧ください。1 番目と 2 番目につきましては前回と同じ内容になりますので、説明を割愛させて頂きたいと思います。3 番目が今回の中間見直しのポイントを定義させて頂いているものになります。全体の

構成として、見直し前の計画は 80 ページくらいの非常に大きなもので、今回 80 ページ分を見直すというよりは、見直した部分だけを変更後の計画として構成をさせて頂いております。12 ページの個別内容の①の部分、第 1 章、3 章、5 章、6 章については今回変更が無い事を予定しておりますため、記載の方を省略させて頂き、変わった部分の第 2 章と 4 章だけご提案させて頂きます。2 章の改正のポイントは、令和 2 年度、2020 年の国勢調査の数値がおおよそ固まってまいりましたので、そちらの確定数値を反映させるなど直近の数値に置き換える事で見直しを図り、現在の安平町の状況を再分析させて頂いた事に加えて、昨年の児童福祉法の改正に伴い、改めてやっていかなければならない部分が出てきたので、その辺について言及させて頂いております。第 4 章については、昨今放課後児童クラブの利用者数が非常に増えているという話を度々させて頂いておりますが、今後利用が見込まれる学年の保護者様にアンケートを行い、令和 6 年度までこういった利用者が見込まれるのか推計しましたので、その辺を今回見直すというのと、その他④ということで母子保健関係の施策や委員の皆様からご指摘があった、直接、児童生徒に対してアンケートも実施しましたので、その辺の結果も踏まえて見直しを致しました。今回のアンケートは大きく分けて 2 種類実施しましたので、後ほど内容や結果の説明をさせて頂きたいと思います。5 番目ですが、本日のこの会議においてこの中間年見直しをご審議頂き、ご決定頂きましたら、次に北海道の方に協議をかけて了承が出た後、住民の皆様にはホームページなどを活用して公開をして参りたいと考えております。あと 6 番目。せっかく今回いろいろアンケート等も実施しましたので、その内容の結果報告も兼ねて町の皆様に広報などを活用して、子どもの権利啓発を図って参りたいと考えております。続きまして 14 ページ 15 ページ。こちらが今回実証させて頂いた児童生徒に対するアンケートのチラシになっております。アンケートに回答して頂くという目的はもちろんなんですけども、子どもの権利条約とは要するにどういうことかというのを、かなり大枠ではありますが簡単に整理して配らせて頂きました。16 ページ 17 ページは、この度児童生徒にやらせて頂いた子どもの権利に関する意識調査と全く同じ問題を、実際その子ども達と最前線で向き合う学校の先生や子ども園の先生にも聞いてみようということになり、今回初の試みですが、実証させて頂きました。項目が長くなりますので、一旦ここで区切らせて頂きたいと思います。

委員長 この後にアンケートの結果や計画の中間見直しの案について説明がありますので一旦ここで切って、ここまでの中でご質問ご意見があれば頂きたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。続いてアンケート調査結果についての説明をお願い致します。

事務局 19 ページからご覧頂きたいと思います。こちらまずアンケートの 1 つ目。放課後児童クラブの利用見込みについて。安平町の小学校 4 年生から各園の年中までのお子様を持つ保護者の皆様にアンケートさせて頂いた結果になります。実際何年生まで使いたいのか、あるいは使いたくないかという質問をさせて頂いた結果となっております。20 ページ、こちらは放課後児童クラブの利用見込みを調査させて頂いたのに合わせて、子育てに関して楽しさや喜びを感じていますか、不安を感じますかという質問も行いました。これは 5 年に一度、お子様を持つ保護者の皆様にアンケート調査を実施しているんですけど、今回せっかく保護者の皆様に別のアンケートを取るの、特にこの 2 つの項目が当町の総合計画などの計画を推進するにあたって相当重要視している指標ですので、改めて今回この調査をさせて頂きました。それぞれ調査結果の分析部分をご覧頂きたいと思います。楽しさや喜びの上の問 3 の部分なんですけども、今回 96.7%の方が子育てに関して楽しさや喜びを感じているということでご回答頂いて、前回調査の 95.2%より 1.5 ポイント上昇しており、非常に嬉しい結果かなと思っております。その一方で問 4 の調査分析結果では、63.7%の方が不安や負担感を感じており、前回調査の 59.2%よりも 4.5 ポイント増加している結果が出ております。

次 21 ページ 22 ページ。こちらがその子育てに関する不安感・負担感をどういう場面で感じるかというところを調査した部分になります。前回調査からポイントが大きく上昇しているものが上位 3 つ。概ね 10 ポイント以上増加している項目。一方で前回調査からポイント大きく下げた上位 3 つがご覧のものになっております。これらの結果から推測できる事として、自身や子どもと向き合う時間が増えたことで、子どもとの接し方であったり子ども園や学校での過ごし方と言うか、友達付き合い含めてお考えになって頂く、子どもへ眼差しを向けて頂く時間というのが前回の調査に比較して上昇したのかなと考えております。その理由として想像されるのが、今回コロナ禍直後の質問でしたから自粛時間、自粛期間においてお子様と一緒に過ごす時間というのがすごい増えた印象をお持ちなのかなという事と、前回調査が震災後でしたので、その時の保護者の皆様が抱えている様々な苦しさ、不安みたいなものが一定程度回復された。心の復興が少し進んだという見方を持てるのかなと私どもの方では分析をさせて頂きました。次に、子どもを叱るということが今回 23 ポイント減少している一方で、子どもとの接し方に不安を抱えているというのが 12.2 ポイント増加しています。叱らずに子どもと向き合うという事の重要性の認識が広まる一方で、叱らずにどうしたらその子どもと向き合えるのかという新たな保護者の皆様の課題観というか、そういったものが今回見受けられたのではないかと考えております。続きまして 23 ページになります。こちらは子どもの権利に関する意識調査という事で、お子様に直接実証させて頂いた結果になります。今回、小学校 1 年生から中学校 3 年生まで、安平町内全ての学校の協力を頂いてアンケート調査票を配布し実証させて頂きました。こちらでは、あなたの意見を聞いていると感じますか。なぜそう思いますか。あるいは、どうしたらそういった意見が言いやすいようになりますか。というようなアンケートさせて頂きました。25 ページの上段がその調査結果の分析ということになっております。意見を聞いてもらえると感じている児童生徒の皆さんが全体の 85.9%になっておりました。こちらとしては非常に高い数値かなと思っておりまして、私ども大人としては少し安心できる結果なのではないかと思う一方で、なぜそう思うのかという理由のところから想像しますと、まだまだ私たち大人にとってできることがたくさんあるのかなというふうに思いますし、どうすれば意見が出やすいようになるかという回答のほとんどが、空気作りや場作りに関する部分がありました。ここの指摘を踏まえても、大人にとって、まだまだどのようにして行ったらいいかというヒントが今回かなり多く見え隠れしているんじゃないかと思っております。意見が言えない、聞いてもらえないという子ども達も当然いまして、そういった子の傾向としては、そもそも意見を言いやすい状況になる事はありえないという考え方が非常に強い傾向にある事が今回で読み取ることができました。続きまして、問 5 から問 7 に関しては、大人たちから信頼されているか、対等な関係でいたいのか、あるいは子どもの権利についてご存知かという質問に対する分析結果が 26 ページになります。78.8%が信頼されていると回答しています。また一方で 64.8%が大人との対等な関係を望んでおり、いずれも半数を超えています。信頼される事と対等でいるという事が一定の相関関係、正の比例関係にあるのかなというふうに思っております。子どもの権利条約の認知度ですが、こちら半数近くは分からないという結果になっておりますので、これからまだまだ、更なる啓発活動を行わなければならないと思う一方で、一割強の子がよく知っている事と回答している事は大変嬉しく、心強い結果かなと考えております。27 ページ。こちらが教育者の皆様に子どもの権利に関する意識調査をさせて頂いたものです。こちらは町内の全ての子ども園、保育園関係の先生の皆様と安平町立の小中学校の先生の皆様に調査をさせて頂いた結果になります。問 2・3・4 に関する子どもの意見を聞いているかと言った事に関する調査分析結果を 29 ページに提出致しました。意見を聞いてもらえると感じる方が、お子さんが 85.9%いた一方で、こちら側の教育者側の意見を聞いていると感じていらっしゃる方、83.7%いらっしゃいました。なので、子ども達と抱く感覚に、限りなく一致しているとい

う結果が得られた事は、教育者の皆様の取り組みの成果が出ているという事が裏付けられたのではないかと感じております。しかしながら、その理由から見えるのは、本当に聞くことができていいのかやっぱり不安だ、私たち大人の自己満足ではないかと言ったようなご謙遜と向上心が非常に伺われる結果であったというふうに考えております。また、どうすれば向上するかという質問に対する回答のほとんどが、子ども達と同様に、空気作りや場づくりに視点を置かれている意見が多かったと思う一方で、仕組みシステム等ハード面の体制をどういう風に整えれば意見しやすいようになるかといった視点でご回答くださってる方もいらっしゃいました。そちらを具体的に挙げたのが真ん中ほどにある〇の 5 つの部分になっています。こちら子どもの意見にもありましたけど、目安箱を設置したらどうか、児童会生徒会を活用したらどうか、ファシリテーターの配置、働き方改革、そして日々の学習活動の中で機会を設ければできるのでは等のご意見を頂きました。分析する中で、すごく抵抗としてあるのかなと感じたのが、意見を聞くイコール意見を取り入れなければならないというような前提条件をお持ちの方が、一定数いらっしゃるのかなという印象を受けました。一方で、意見を聞くイコール対話するという考えの意見もあって、こちらの方がどちらかといえば子どもの権利の観点で非常に近いご意見かなと考えております。とりわけ学校現場の先生方には特に強いというか、ある種当たり前なんですが、先生 1 人に対して大勢という考え方が当然あって、対話するとなるとかなり膨大な時間が必要になると。それを全員に実施することは困難だというご意見があって、それは本当にごもっともだと思います。ただ中には子どもの意見がなければ、そもそも活動なんてできないじゃないかというご意見もあり、こちらは究極的に、子どもの権利条約が目指す最終ゴールなのかなと思います。こういった意見を頂いた事は、こちらとしては非常に有難く、嬉しいご意見だったと思っております。問 5・6・7 は、信頼関係、対等な関係そして認知の部分になります。こちらの分析の結果は、85.7%の方が信頼されてるというふうに感じていて、子どもの 78.8%とおよそ 7%の開きがありますが、これに関してはそれほど大きな開きではないのかなと思います。79.6%の方が子ども達と対等な関係を求めているんですが、子ども達は 64.8%の方が対等な関係を求めているということで、およそ 15 ポイントの開きがありました。こちらの子どものポイント数が低かったという事は、こちらとしては少し意外な結果だったと感じました。信頼という言葉の意味の捉え方が少し難しかったのか、年齢によって捉え方に少し幅があってこの結果になったのかなと思います。問 8 の中で非常に重要なご指摘がありましたので、書き込ませて頂きました。こちら全て、子どもと対等な関係が必要、信頼し合うことが必要という側のご意見で、非常に鋭いご指摘を頂いているという感じを受けます。その一方で、子どもと対等であるという事が必要ない、一定程度の線引きというのが必要ではないかというのが下の 4 つで、この調査から両方の意見が見出されてきたと思います。31 ページになりますけども、こちら上段に日本ユニセフ協会の CFCI ページから文章を切り取って貼り付けてくださった先生がいらっしゃって、こういったところを意識するのが「安平町における子どもの権利条約に関する勉強だよな。」という事で、こういった書き込みをしてくださったんですけど、子どもの権利条約、子どもの権利の考え方でいくと、やはりこちらの考え方が非常にスタンダードな考え方になってくるのかなと。日本ユニセフ協会は、なるべく対等であったり、平等な関係でいるのがスタンダードだよという捉えをしています。子どもの権利を確立するにあたっては必ずしも大人が 1 段上にいなきゃいけないとか、一定程度線を引かなければ対等で居れないのかと言ったら、必ずしもそうではないという事がここには書き表されてるのかなと思っております。問 7 の認知度に関してなんですけども、やはりこちらは先生方ですので 90%以上知っているという圧倒的な認知度になっておりますし、更には 20%近い方が既にこの子どもの権利条約について実践をされているというご回答を頂いておりまして、これは安平の子ども達にとって大変心強い結果かなと思いますし、そういった先生の実践が他の先生の皆様にも広がっていけば、

こちらとしては大変嬉しい事だなと考えております。

委員長

はい。結構ボリュームありましたけど、アンケート結果についてご説明をさせていただきました。合わせて調査結果の分析、概要についても補足説明もさせていただきました。こういったアンケート結果について何かご意見またご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委 員

これを見て思ったのは、これをどう活用していくかということじゃないかなって思います。いろいろ気になったところもあるんですけども。2 つお話ししようと思うんですけど、1 つは回答が多くはないのかなと思いますね。例えば保護者はアンケートは 299 名中 119 名で約 40%ぐらいでしょうか。子どもあまり多くないのかな。それよりはまあ教育者はちょっと多いのかなと思いますけど、まあ多いほどではない。まあだから、より多くの声を聞いてみたいなっていうふうには思ったところですよ。それから、2 つ目。考察の内容についてですけども。色々また考えてみるところがあるのかな。例えばですね。30 ページの最後の 2 行のところに子どもと対等＝お友達感覚、時として大人が一段上にいる必要があるという前提が言外にあるように感じます。このように書かれてんですけども、今の説明にもありましたけれども、対等という考え方が良いということで話されてると思うんですけど、私も子どもと教員が対等であるっていう考えには賛成ではありますけれども、ここに書かれている意見も理解はできるかなっていうふう思うんですね。やさしい町づくり事業を進めるためにも、この対等ってどういうことなのかっていう事、そういう事を学習したり話し合ったりする場が必要なんじゃないかな。そうする事によって深まっていて、そういうビジョンを進めていけるのかな。そんな風に考えました。これをどう活用していくかという事が、この後必要になってくるのかなとそんな風に考えました。以上です。

委員長

はい。ありがとうございました。ご質問っていうより、ご提言という形で受け止めさせて頂ければと思います。総合計画の後期計画の原案が出来上がりましたし、当然ここでご指摘頂いたようなところについても課題として受け止めております。またマーケットの回答率ということも、一概に高いか低いかっていうところも難しいところではありますが、総合計画で言うところでは 4 割ぐらい回収できれば、ある程度のご意見は取り入れることができていないかという押さえもあります。DX 関係であったり、他であれば 1 割ぐらいサンプルとして回収できれば、それはそれで分析できるというような事もありますので、その辺については回答されなかった子どもさん、親御さん、そういったところを聞いてみたいというのはおっしゃる通りだというふうに思います。このアンケート調査では聞き取れないような事が、これからの対面だったり、様々違う方法でやはりチェックする必要があるんじゃないかなと考えております。

委 員

冒頭の町長のご挨拶の中で、あびら教育プランに触れられてました。今回、3 月議会に向けての教育行政執行方針ですから、ここで述べるのはどうかなと思いますけど、初めの部分で若干触れさせて頂いたあびら教育プランももちろんそうですし、はやきた子ども園さんとかおいわけ子ども園さんが取り組まれている、日頃の遊びを通じて子ども達に伝えて下さっている土壌によって、安平町には もう既に CFCI に取り組む以前からそういう基盤があったんだというのは非常に感じてますし、そういう取組によってさらに強化されてるなというふうに思っています。今のご提言の通り、機会とかの充実に向けて、実際、教育行政執行方針などに書かせて頂きますけれども、これからそういう機会を充実させていきたいというのは我々も考えております。

委員長

ありがとうございます。次の委員、お願いします。

委 員

アンケートの集計と分析ありがとうございました。すごく重みのある貴重な結果が出てるのではないかなという風に思って、今回のアンケート、取る意義をすごく感じております。質問です。22 ページ下から 5 行目の「一方で、コロナに対する追分地区と早来地区の対応の差」というところについて、具体的にどういうことだったのかっていうのが質問です。それで、親の不安に思っていることっていうことで、病気だとか教育だとか

育児の方法が分からない、金銭面の事とかいろいろあるんですけど、やはり一番不安に思ってるっていう事は、子どもの権利に関わってくる事で、どういふふうに育てていいのかっていうことだと思うんです。それで全体に何度も何度も出てきてますけれど、テーマとして親と子ども、教育者と子どもが対等かどうかっていうのがすごく課題だと思うんです。今までもこれからも。特に今、虐待とかが出てきていますから、そういった点で子どもの権利条約とか権利についてどう考えるのかっていうことが分析されたり強調されてきているわけなんですけれど、叱っちゃいけない、私だと叱っちゃいけないと思わないような人間で、叱ることも大事だなんていうふうにも思っていますし、まるっきり平等で親と子どもが友達みたいな関係もまずいなんていう風に考えたりするわけですね。そういう意味で、本当の意味で平等、平等ってこうたくさん文章に出てくるんですけど、そういうことはどういふことなのかっていう分析をもっと深くしていく必要があるか、対等って何だろうかっていうこと。それは親と子どもが対等だとかっていうことではなく、人として対等であるっていうことがどういふことなのか、そして子どもが悩みを抱えた時に聞いてあげられる親で居れるのか、教育者で居れるのか、SOS を出せる相手がいるかどうかで、本当に子ども達のこれからは変わってくんじゃないかなっていうふうに思っているんです。したいようにさせるっていうことでは決して、あなた達に権利があるから主張の権利っていうことじゃなくて、友達との関係、大人との関わり合いの中でそういうのが育まれていくっていうことが大事だと思うんです。そういうことをもっとお父さんお母さん、先生も含めて話していければなっていうふうに。自分が子育てしている時から考えていたんですけど、なかなか本当にこう考えさせられる講演会だとか講演者が来て話をしているところに足を、忙しいせいもあるしわざわざ聞く必要もないと思ってる事もあるかもしれないし、足を運ぶことがやっぱり少ないんですね。で参観日の終わった後で先生との話し合いとかも残るお母さん方が少なかったりするので、必ず、ほとんど参加する親の機会、新入生になる時の集まりの日とか、あと子ども園に入園する時に集まる時とか、かなりの親が集まる機会の時間を大事にして、学校や子ども園でそういうことに話し合えるような、提供できるような場を作っていただきたいなっていう風に強く思います。以上です。

委員長
事務局

はい、ありがとうございます。この事で何かコメントはありますか。

前段のコロナに対する追分地区と早来地区の対応の差に対するご指摘という事があったので、こういう文面で書かせて頂いていますが、実際には対応の差に関しては無いんです。無いんですが、コロナが始まってから色々な事例で保護者から結構寄せられた件としては、教育委員会というか全体的な対応として一定のやり方をしている、学校の規模などによって、例えば行事一つにとってもコロナ対策の違いがあったりとか、発症者がいた時の学校の休校措置だとかそういう色々な対応に対して追分地区と早来地区の違いというような形で、ご意見等も頂いた事は事実です。ただ、その都度、学校それぞれできちっと、例えば安平小学校と追分小学校の空間の考え方っていうのも違ったりすると、当然イベントの対応にしても違いますよね。そういったこともありますし、一番ちょっと大きかったのは追分地区と早来地区に関していうと学校医が違うんですね。コロナが発症した時の対応を学校側が意見を聞く際の、対応の差という表現はちょっと適切じゃないと私たちは思ってるんですけども、スピードだとかそういう部分で違いがあったっていう事を率直に書かせて頂いたという経過です。実際、現在の早来地区、追分地区の医療体制にとっても、例えば発熱外来やPCR 検査の実施にしても、今の時点まで来ると同一な体制で受けることはできますが、当初はそういった違いも含めたご意見が出ていましたので、こういった書き方をさせて頂きました。ですから、委員さんのご発言のところで、例えば早来地区で、廃校に向けて鼓笛隊があびらチャンネルで実施を進めてきた。それを見て追分地区の方が、学習指導要領の考え方も含めて追分地区が1テンポ早く鼓笛隊を止めたという部分を取って、例えばそれがコロナ対策の一つでもあるし学習の事でもあると、そういった誤解も含めて、情報が逆

に裏目に出てるようなところもあったんですけど、そういった時も学校側としては保護者への説明もきちんとしておりましたし、いろいろご意見頂いたような、体制としてはそういう場も積極的に設けた上で誤解のないように進めることが今もできています。言葉だけでは読み取れない部分はあるんですけど、経過としてはそういうことがあったので、一応ここでそういう記載をさせて頂きました。

委員長 はい。コロナ対策の違いっていうものは、今、説明して頂いた通りです。あとご指摘頂いた、例えば教職員と子どもが対等なのか、対等というのは何なのか、叱るっていう事がどうということなのか、そういった様々な事がこのアンケートによって、ある程度明らかになってきたり、そこをさらに深堀をしていかなきゃならなかったり、整理していかなきゃならないっていうところが見えてきましたので、これから安平町の政策的にも私の公約にも入れさせてもらっている箇所であります。教育環境の基本的な事項を定めた条例作りみたいな事を、当然こういった権利条約の事も含めながら作成をしていきたいと思っております。そういった中で、今ご指摘の事も様々な場で意見交換をしたり、議論をしたり、そういった事を重ねながら条例制定に向けて取り組みを進めていければと。これは時間も若干かかる事でありまして、これができてそれで終わりではなく、やはり時代と共にまたそれを見直していったり、そういった事も必要となってくるのだと思っていますのでそういったところも含めて、貴重な調査結果だったんじゃないかなと思います。まだまだ、このアンケート関係の分析は詳細にありますので、ご意見もあるかと思います。時間の関係もありますので、先に進めて参りますが、もし何か今の時点であれば、お受けしたいと思っております。

委員 すいません意見なんですけど、今、委員さんが発言された、コロナに対する追分地区と早来地区の対応の差に対するご指摘で、自分も読んだ時に、あれ。なんだろうって思ったところです。なんで、これ公表するものなんですか。ここだけの。ここだけでいいですか。分かりました。これ公表するなら、ちょっと外すか文言を変えた方がいいのかなって思った次第です。あと先ほど委員さんもおっしゃったように、対等っていう考え方が、やっぱりこれから我々大人が意識しなきゃいけないのかなって思ってるところで、自分も、そのお友達感覚っていうのはちょっと違和感があって、そしてお友達とは違う、でも子どもにも育つ力がある、人としての生きていく権利があるってところを大人が意識するというのが対等に繋がるのかなって感じたところです。職員の研修の場でも、人権についてや、対等についての考え方というのは都度話してる場所なので。なかなか捉え方って人それぞれになっちゃうのがちなんで、この辺をいかに共有していくかが課題なのかなって感じました。

委員長 はい。ありがとうございます。これ公表しないかもしれませんが、当然、情報公開請求されれば出ていくものでもありますので、もしここを修正や補足ができるのであれば、事務局が言ったように、いくつかの事例を括弧書きかなんかで補足しておけば伝わると思うので、そこは工夫して修正しておきたいと思っております。また、対等の考え方っていうのは色々出ましたので、こういったところも例えば先ほど私が申し上げた条文であったり、そういったものを知る時にいろんな様々な解釈が出てきたり、受け止め方が違えばやはり問題になってきますので、その解釈をどういった形でさらにまた整理をしていったり、注釈などの工夫も当然必要になってきます。この辺は先ほども申し上げましたが、そういった条例作りの場合には一つ一つ確認であったり、議論も重ねていきながら、この対等という事だけでもいろんな考え方があります。それが正しい間違いじゃなくて、そういう考え方もあるというような整理も含めて、時間をかけながらやっていかなきゃならないだろうというふうに思っています。今日はそこまでの話ではありませんので、まず今回の調査結果について、子どもだけじゃない、教職員や大人含めて幅広くにサンプル数のパーセントのご指摘ありましたけれども、それでも今までここまでの調査はなかなか実施できませんでしたので、こういった貴重な結果をいかに施策や事業に盛り込んでいくか、そういったところを丁寧に行ってきたいというふうに考えております。先に進んでもよろしいでしょうか。

- 事務局 補足と言いますか、こちらで来年度考えている取り組みをご紹介します中で回答させ頂きたいと思います。おっしゃる通り平等、対等の考え方についての受け取りは様々ある中で、今回こういう対話が起きる事自体が、今回この取り組みの大きな狙いでした。各立場の人がどういった意見を持っているのかという事が今回のアンケート結果で見えてきましたので、ネタにしていく事ができるというふうに思っています。それで、日本ユニセフ協会で CRE という取り組みがあるんですけども、来年度に一部の学校の一部のクラスで、そちらを実施して行こうかと考えています。具体的には、普段学校の中で子どもの権利に関する内容はいろんな場面でなされてると思いますが、例えば道徳の時間であったり、その他いろんな教科に散らばっている色んなエッセンスを、少し見方を変えれば既にやっている事の中で子どもの権利について学ぶ機会が十分あるのではないかという仮説を持っています。そういった見え方の工夫というか、アプローチの工夫を授業作りや学校の活動の中でできないかという事を、日本ユニセフ協会のそういった専門チームと今議論を重ねて取り組んでいます。来年、再来年ぐらいになるかもしれませんが、何か一つ形に出していければいいかなと思っております。この辺がもう少し見えてきたら、是非、この子ども・子育て会議の中でもご報告させて頂きたいと思っております。以上です。
- 委員長 ありがとうございます。それでは続いて、子ども・子育て支援事業計画、令和 5 年 3 月中間見直しについてのご説明を致します。
- 事務局 34 ページご覧頂きたいと思います。今回改正のない部分については略と記載をさせて頂いており、改正のある部分のみ変更の計画書に記載をする構成になっております。37 ページ。こちら、冒頭に町長からもお話ありましたが、人口減少が進んでいる中でも昨年令和 4 年転入超過が起りまして、安平町史上初の社会増を達成することになりました。これは、この先の安平町において大きな希望になったのではないかと思います。続いて 38 ページ。こちらの年齢別人口比率の直近の 2020 年の国勢調査の結果を反映させて頂いてるところです。大きな差は無いですが、若干、割合としては年少人口が増加しているという結果が見えてくるかと思います。39 ページ、こちらは 2019 年から 2021 年の部分について、今回、通知が確定したのでお示しをしております。いわゆる合計特殊出生率と言われる数値になりますが、安平町の人口が少ないので、どうしてもその年にお生まれになるお子様の数というのは大きく増減しています。ただ直近 3 年間の平均値という事で見てみますと、今回令和 1 年から 3 年が前回の平成 28 年から 30 年より約 0.2 ポイント増加しておりますので、こちら今回全国平均を超えるような数値になっています。こういった状況からも、審議事項にもありました子ども園さんの入所数の増加傾向にも繋がってきてと考えております。続きまして 40 ページ。こちら 2020 年の国勢調査の結果を反映させて頂いております。生産年齢人口に占める就業者数が大きく減った状況が今回明らかになりました。続きまして 41 ページ。こちら 2020 年度の国勢調査の結果を反映していますが、注目すべきところは、今回、女性の就業率が一気に 5 ポイント程度増加しております。ついに 70%安平町でも突破した状況になっており、国では最終的に 80%を目指して各種施策が展開されているという認識をしております。42 ページ 43 ページ。こちらについては令和 3 年にはやきたゆきだるま保育園を開所致しましたので、それに対する書きぶりの修正という事で変更部分を赤字で 43 ページに表明をさせて頂いております。次に 44 ページ、こちらは令和 2 年度以降の確定値を反映させております。特に、見直し前と比べて入所者の数が減っていないと言いますか、むしろ、ゆきだるま保育園分が純増してると言ってもいいぐらいの人数で推移している状況が読み取れると思います。これは、令和 5 年度も同様の傾向で続いていくという事が先ほど説明した内容にも繋がっていくものになります。続きまして 45 ページ、上の (2) については子育て支援センターの状況について、数値が確定した部分を反映し

ております。令和元年から 3 年の部分を追加させて頂き、どちらかといえば右肩下がりと言っていると思いますが、こちらはコロナの影響が非常に多いと思っております。子育て支援センターは、かなり小さい子にお越し頂く環境が非常に多いので、先生方にはかなり神経を使って開所の判断をして頂いたところでございます。46 ページ。こちらは放課後児童クラブの状況です。こちら令和 2 年度から令和 4 年度の確定値を追加しております。数字だけ見ると右肩下がりですが、従前ですと利用しないけれど登録だけしとくという方が結構いらっしゃいました。今回は、特に早来は非常に混んでいるという認識が広がっていて、本当に使う方しか登録していないという状況になっておりますので、そういったことがこの数値に表れていると思います。続きまして 47 ページ。こちらについては健康福祉課の方で所管をしている不妊治療対策の取り組み内容が若干変わったので、書きぶりを変更させて頂いたところと、下の（11）番で、昨年の児童福祉法の改正に伴って令和 6 年の 4 月からこども家庭センターというものを設置することが、各自治体に努力義務と規定されたものですから、当町でもこの令和 6 年 4 月に向けてこのセンターの設置を検討していきますという事を宣言させて頂いております。続きまして、49 ページと 50 ページにかけて。こちらは先ほど紹介した保護者アンケートの結果に基づいて、令和 6 年度までどういった状況で利用者数が推移していくかという事を反映させて頂いております。50 ページの赤字部分が、見直し前からの変更した部分になっております。早来地区での利用率の増加というものを申し上げていますが、こちらの解決策として町長から指示を受けているのが、早来学園を活用して居場所を分散しながら、子ども達の処遇改善に取り組みなさいというものです。早ければ来年度の 2 学期あたりから、早来学園を活用して新たな居場所づくりを検討していきたいと考えております。52 ページは、現在、子ども・子育て会議に参画をして頂いている皆さんの名簿を付けております。53 ページから 56 ページが、今回行った 3 つのアンケートの内容や結果を整理しているものになります。最後、56 ページが用語集という事で、解説が必要と思われる用語に限ってですが記載しております。中間見直しの説明については以上になります。

委員長

若干、補足という情報提供をさせて頂きます。転入が転出を上回る社会人口増は 20 年ぶりということでありました。20 年前なぜ増えてたかという、追分地区のララタウン、中央公営住宅 6 棟 60 戸、単身者住宅が追分駅周辺に整備された事で、その時点で人口増加もその時点で国勢調査人口が平成 7 年と 12 年の比較で確か 3980 人から 4025 人に増えました。そういったことがあって、20 年前に社会人口増があり、今回、合併後初という事でした。人口減少は、お亡くなりになる方がやはり 100 名を超えておりますから、出生数から言って減るのはやむを得ないですが、そこも、これまでと比較すると 100 人以上圧縮になってきています。社会人口推計ですが、このままで行けばもうすでにその上を向くような数値になってきているというのは、明るいことかなというふうに思います。これまで、子ども園には苫小牧から 30 人を超える方が通園バスで来てくれています。移住まで繋がりませんでした。学校に入学まではいかなかった。そこが今、早来学園に入学するために移住をしたいという問い合わせが非常に多く来ています。例えば、マンションを既に札幌で持っているけど、それを売ってでも、まだ住宅見つからないのに、もう来ると。旦那さんも働く場所も変えるというような事。子どもさんがいる方です。子どもがいない方でもそういう動きがあったり、追分地区においても冒頭申し上げた新規就農の方を中心に。それから子育て世代じゃない、60 歳代の方達がご夫婦で移り住んできてくれたり、家を建てて頂いている方も出てきています。今後、総合計画ですって言うてきた事を実現できるような状況になってきていると思います。また、企業創業に今力を入れていますが、いろんな所に空き店舗があり、後継者対策とかずっと課題なのですが、昨日時点で入れ替え含めて 17 件ぐらい動いております。あそこの跡にこの方が入りたいとか、何をやりたいとか。その業種も幅広になってきて、今

までないような動きも今進行中であります。様々な動きが胆振東部地震以後、コロナ禍である種一度停滞していた部分もありますが、今動き出し、また子ども子育ての柱を立てながら町づくりしていることが少しずつ結果となって現れてきているので、ここは大きく令和 5 年から 4 ケ年の総合計画を 3 月議会に調停しますけれど、それによってまた新たに様々な施策も展開していきたいと思っております。一応計画案の中間になりますけれども、その見直し案説明をさせていただきます。これに対するご意見、そしてご質問があればお受けしたいと思います。

委員 すいません。45 ページの後段（3）ですね。放課後児童クラブの利用数ということで見直し前の分析が書かれてるんですけども、その中で小学生の概ね半数が登録して高止まりと。一日の平均利用者数が登録者数の概ね 50%という事で、これは利用される子どもさんや親御さんの事情があるんだろうと思うんですが、その後に、働く保護者が増え自宅以外の児童の居場所を確保する方が増えた。これ、自宅以外の児童の居場所の確保っていうのが、ちょっと私理解ができないんですけど。これは、どういうふうに理解したらいいんでしょう。

事務局 ありがとうございます。こちらについては、いわゆる放課後児童クラブそのものを指した表現という事になっております。こちらの入所要件は、保護者が就労等で家庭にいらっしゃらない方を迎え入れる仕組みになっておりますために、こういった表現とさせていただきます。

委員 働く保護者が増え、自宅以外の児童の居場所。うん、そこをちょっともう一度。

事務局 失礼しました。やはり、お子様だけをご家庭に置いておくという事の不安感を解消するために、そういった要件を持った方が、放課後児童クラブに預けているという事が増えてきているという事です。

委員 自宅以外の児童の居場所っていうのは、具体的にはどこのことを言う。

事務局 放課後児童クラブ。

委員長 46 ページにその表が出ています。上の利用者数が減少してるのは子育て支援センターのグラフなので、少し見づらいかもかもしれません。③は今の委員の指摘ですが、次のページに利用者数が増えていると。当然それ以外にも例えば追分地区のエントランスとか、いろんな子どもがいる場所が増えているという事があるかなと思います。

委員 分かりました、ありがとうございます。

委員長 他にございますでしょうか。それでは第 2 期安平町子ども・子育て支援事業計画中間見直しにつきまして、先ほど説明させていただいた資料の通り定めるという事でご承認して頂き、北海道へ提出したいと思います。がよろしいでしょうか。

委員 30 ページの文章のとこなんですけど、それは出さないっていう。求められたら出す。

委員長 アンケート結果ですね。

委員 求められたら出すっていうことで。

委員長 まず、今申し上げたのは、この計画を北海道に提出するところをご承認頂いてよろしいかという事と、先ほどの調査結果の分析は我々がしたものでありますので、そこは資料として公表するものではない。会議資料としてお配りしたという事でご理解頂ければ。ただ、情報公開制度があって、それを請求する方も当然いますので、そういった場合については開示される事と思っております。

委員 それで、もし開示されたら。ここだけちょっとなっている所あるので。30 ページの下の部分です。1 番、自由記載の問 8 で、一方で次のようなご意見もあります。という事で、下の 2 行目。これらは全て子どもと対等＝お友達感覚、時として大人が一段上にいる必要があるという前提が言外にあるように感じます。というご

指摘なんですよ。ちょっとここが気になるな。して上のこの 4 点も、ある面では本音が書かれてるし、大事な部分だと思うんですよ。それでこの下の部分が言外っていうのは、それでこの、すでに子どもと対等、お友達感覚、要するに平等、本当は平等だっていうのが正しいんだという書き方をしたかったんだけど、最初から、もうこういうのは言葉に出さないところっていうか、言外ってそういう意味ですよ。言語や文章で直接述べない部分ということで、最初から必然的な書き方になってんですよ。この部分ね。そうすると非常にいづくなと思います。

委員長 これは、自由回答欄の中でこういった意見もあったっていう事実があります。そこは、そういうご意見もあったという事なので、何かあれば公表すべきものだと思います。

委員 ということで、その 2 行が。さらにその議論を重ねることが重要だとかね、そういうような書き方で。最初からこの言外っていう言葉、重いんだと思うんですね。この言葉。この言葉を出さないようにした方が。

委員長 ここは、我々が行った分析結果ではなく、アンケート結果で書かれた事実をただ載せただけですから、この方はそういうお考えだというだけで、そこを載せない方が作画的になりますから、それはできないと思います。載せなければならない。調査結果ですから。それは事実なので「これはちょっとおかしいんじゃないか」という事も、全て載せなければならないと思います。でもこれは、あくまで今日の会議の資料ですから、そういった事で。

委員 4 点はね、すごく大事だと思う。

委員長 全て大事だと思いますし、もしかすると全く当たらない意見も出てくるかもしれませんが、そういった意見もご意見として、やはり載せなければならないので。そういった意味で押さえて頂ければ。これを採用して何か取り組んでいくとか、そういう事も事実として、調査結果として、こういった自由回答もありましたというご紹介があります。そういったところもきちんと踏まえて、先ほど申し上げた形で対応していきたい、取り組んでいきたいという事です。計画はそういったことも踏まえて、中間見直しという形で説明させて頂きました。これを今回、北海道に計画案として提出をさせて頂きたいという事ですので、ご審議のほどよろしく願います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、資料が膨大でなかなか分かりづらい部分も当然あると思いますが、今の分につきましては以上で。本日は協議事項の案件ございませんので、日程第 6 の報告事項に移らせて頂きます。こどもにやさしい町づくり事業として、CFCI の令和 4 年度の活動報告について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料 57 ページをご覧ください。今年度は人権擁護委員協議会の総会や地区研修会に登壇させて頂いたり、4 月の序盤には民生委員協議会の方でも発言の機会を頂きました。間に健康福祉課の職員にも入ってもらい、今年はそういった連携も進めることができた年だったと考えております。あと今年度は水俣市議会、福岡県議会、北広島市議会など、特に議会からの引き合いが多く、視察の対応という事でお話もさせて頂いております。来年度も既に何件か入っている状況で、その辺はこれからも積極的に PR をして参りたいと思っています。また、今年度は特に、早来学園の建設に当たって多数のアンケート調査を実施したり、今回のように子ども達に直接意見を聞く機会なども設けることができたと考えております。こういった活動を参考に、次年度も引き続き進めて参りたいと思っています。簡単ですが以上です。

委員長 はい。報告事項であります。今の説明の中で何か確認事項ありましたら、お願いしたいと思います。それでは無ければ、日程第 7 委員発議ということで、2 件。今回、2 名の委員からそれぞれ事前に通告を頂いておりますので、お申し出頂いた順によりしくお願い致します。

委員 はい。それではよろしくお願い致します。カラーの個別で 2 枚ついている資料です。何点かありまして、まず 1 点目は前回の会議で送迎バスについて考え方をお伝えさせて頂いたんですが、園のバス運行協議会で保

護者と協議しまして、最終的に決定しましたので報告させていただきます。夕方のバスを子ども達の負担を考えて送迎にお願いできないかという事で保護者の方に提案させて頂きました。保護者の方からは概ね趣旨については理解して頂いたんですが、特に農家の方から、繁忙期は日没の関係で仕事が 18 時近くになるという意見もありましたので、最終的には夏期と冬期に分けて運行しましょうという事になりました。4 月から 10 月は夕方の便を、日没が早くなる 11 月から 3 月については 2 便バス、3 時発のバスで。遅い時間についてはお迎えに来るという流れになりました。次のページ開きまして、2 番目に一時預かりの内容です。これ主に、子ども達の活動時間に時間の方を変更させて頂きたいという事で変更してます。右の方に表があるんですけども、一時預かりの休日保育①ってところで、赤字部分が変更する場所になります。まず預かりの対象についてなんですが、以前まで町内というものもあったんですが、これを削除。あと、10 ヶ月からとなっていたんですが、実際 10 ヶ月で離乳食を完了してるというお子さんというのはほぼいない状態でありますので、そこは必要に即して 1 歳以上とさせて頂きたいと思います。入所レベル上がってしまうんですが、その代わりゆきだるま保育園の方で 8 ヶ月から小さい子の受け入れを行ってますので、保護者の方には不利益にならないような状態は保てるかなと考えています。あと時間について、従前までは 9 時から 14 時という表記で受け入れしていたんですが、これは幼稚園の登園時間、活動時間に合わせて設定してました。ただし、現状を今 8 時半から 4 時 15 分っていうのが送迎時間になってますので、そちらに合わせて一時預かりのお子さんでも登降園できるように変更するという事で考えています。3 番目、ワンステップの現状です。こちら利用者数が夏の間、春から夏にかけてすごく増えて、職員を色々分散したりしながら過ごしてたんですが、今、冬期間に入って下校時間が 16 時になった事によって、若干利用者数落ち着いて減少している状況です。特に放課後児童保育所の利用は変わらないんですが、児童館利用を 1 回家に帰ってまた自分で来て自分で帰るっていうお子さん達は利用が減っている状況です。最後一番裏面に行きます。その他なんですが、保護者からの要望がありまして、いろいろ保護者からご意見頂いてるんですが、特にこれ気になったっていうかどうしたものかなっていう事があったので報告させていただきます。内容が温水器を設置して欲しいという事で、今はやきた保育園の方、手洗い場は真水でやってます。で、小さいお子さんが、水が冷たくて冬の間特にかわいそう。赤くなって帰ってくることがある。温水にしてもらえないかっていう事でご意見頂きました。園としては、現実、ゆきだるま保育園は温水出るようになってるんですよ。なんですけど、小さい子にあんまりずっと水を触らないような配慮をしているっていう事で受け入れをしますという事と、施設的な問題もあるので、すぐには対応難しいんですけども、町の方とも相談させて頂きますという事で返答してます。自分としては、今までずっと 30 年近く保育士として子どもに携わってきて、真水を触って特に健康被害だとかあった事がないので。今、家だと皆さん自宅では温水で手洗ってるのも踏まえて、どうしたものかなと。こちら、もし宜しければご意見頂けたらと思います。あと参考までに令和 5 年度の入所の予定数、今日現在のを載せてあります。先ほどから事務局からお話があるように、入所の方が増えて特に小さいお子さんですね。女性の就業者の数が増えてる事によって、2 歳児については町内の子ども達の 90% 近くが入ってるような状態になってます。はい。ありがとうございました。おいわけ子ども園の方は、やはり水ですか。温水になってますか。

委員長
委員
委員長
委員

水ですね。

そこ同じなんです。そういった要望とか声は、やっぱり出てますか。

保護者の方から言われた事はないですけど、先生方からはやはり手が冷たい、子ども達の手が冷たくなるんで温水にできないですかっていうような話は聞いてます。ただ、学校とかで温水のところってなかなかないと思うんで、検討なかなかできないっていうような感じで、今まで対応してました。

- 委員長 即答はできないんですけど。抜本的にやるとすごく大掛かりなる事だと思いますが、後付けになりますけれども、園の中で一部温水が出るようなところも何か配慮することができないかどうか。全部を温水と切り替えるようにすると、相当な大掛かりになってこようかと思いますが、内部でまた検討させて頂ければと思います。今、委員からご説明頂いた部分で、何かご質問やご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。これ一つ質問で。はやきた子ども園とゆきだるま保育園の現時点での入所予定数で、スマイルさんの1歳児13名、ここはゆきだるまの方には途中で2歳超えていくから、最初からははやきた子ども園の方だっという理解でよろしいですか。
- 委員 この、スマイルとゆきだるまの人数の関係なんですけど、実はカラクリありまして。1歳児については基本ははやきた保育園なんですけれども、そうすると、ゆきだるま保育園の園児がいなくなって、先ほど事務局から説明ありました給付費の方が全く入らないような状態になります。なので、来週の保護者説明会で今一度保護者の方に説明するんですが、はやきた保育園の定員がいっぱいだっていうこと、あと、ゆきだるま保育園に入所のスペースがあるということで1歳児の一部をゆきだるま保育園に残して、1学期終わった後にははやきた子ども園のスマイル組の方に移行してもらってという形を取って、ゆきだるまの保育園の入所の確保、はやきた子ども園の定員管理っていうことで考えています。
- 委員長 分かりました。例えば今6ヶ月ぐらいの子は、これからまた9ヶ月ぐらいになって入所させたいとかっていうところは、ゆきだるま保育園の方に入ってくるので。これから年度途中に増えてくのが、はやきたゆきだるま保育園の方なので、そこの受け入れは空けておくという形での調整を両方でやってくというのは当初からの考え方でありましたから、そこは今やって頂いてという理解でよろしいですか。（はい。）ここ、そういった実情が分からないと、分かりにくい。なんでいっぱいなのに、こっち空いてるの。というところがやはりあるのかなと思いますので、ちょっと質問させて頂きました。ありがとうございました。それでは次の委員、続けてお願い致します。
- 委員 はい。お配りしている資料をご覧ください。おいわけ子ども園の方から2点お知らせです。非在園児って書いてますが、未就園のお子さん、まだ園に在籍していないお子さんの一時預かりの利用制限と、あと利用対象年齢について定めたいと考えております。理由としては、現在お父さんお母さんがお仕事されてる方で、一時預かりを恒常的に使われてる方がいらっしゃる。園児としては入園してなくて、毎日一時預かりで利用されています。そうなってしまうと、現在今0～1の募集は停止している状態で、そこに0一時預かりで入ってきますので、一時預かりの方の対応が常に満杯という状態になり、他の家庭が利用できないという状況になってしまっています。それで、他市町村の方ちょっと参考にさせて頂いて、他の市町村だと利用制限を設けてる所がかなり多くあります。ですので、緊急だとか、ちょっとリフレッシュで使いたいとかっていう本来の一覧預かりの趣旨で利用できるようにという事で、ある程度の利用の制限、回数の制限っていうことを設けさせて頂いております。ですので、恒常的に使われる方は基本的には保育園に入園して頂くというのが筋になってくるのかなと思います。そういった制度的なものが無いと裏抜けと言いますか、そういった利用がされてしまうので、その辺を利用制限という形で設けさせて頂いて、利用したい方が利用できるようにという事で来年度からさせて頂きたいなと思っております。3区分ありまして、緊急での利用、就学就労等での利用、あとは私的利用ということで3つ区分を設けてそれぞれで利用して頂くということで考えております。また、対象年齢についても今まで厳密には定めてなくて、子ども園の方で10ヶ月から入園という事で言っていましたので、その辺りで利用できるというような曖昧な形でしたので、今回、満1歳から離乳食が完了していることという事で定めさせて頂いております。次2点目ですが、保育短時間認定の時間設定の変更という事で、現在おいわけ子ども園の保育短時間認定っていうのがちょっと分かりにくいんですが、保育園のお

子さんと就労等で 90 時間以上働いてる方は標準時間になるんですが、それ以下の短い時間で働かれてる方とか就活で利用されてる方等は短時間認定という事で、11 時間ではなく 8 時間の利用というふうになっております。そちらの 8 時間の時間設定は各園で定められている事になりますので、おいわけ子ども園では、今年度までは 9 時から 5 時という時間設定になっておりましたが、幼稚園のお子さん、教育時間の時間設定が 9 時から今 13 時半まで。おいわけ子ども園ですと 1 時半までになってるんですが、その開始時間が 9 時のため、短時間のお子さん 9 時スタートですと教育時間が始まる段階で受け入れなければいけないという状況になってます。で、9 時より前に預けてしまうと延長保育料金、幼稚園のお子さんなので一時預かり料金になるんですが、こちらのお金が発生してしまうということで、9 時前には預けられない、登園できないというかなり時間が厳しい形になっていました。保育園保育短時間のご家庭が今まであまり多くなかったので、この辺の使いづらさという点があり出てこなかったんですが、今年度、数家庭で短時間認定がありましたので、そういった使いにくさを解消するために 30 分早めて 8 時半から 4 時半までというような時間設定に変更したいと思っております。

委員長 ありがとうございます。1 件確認で、その短時間一時預かりを常態化みたいな形で利用される方がいらっしやと。今回のこの見直しでそこは防げるという事で。その方は私的理由の③番目に該当してきますかね。

委 員 この方は就労されてるので②番に該当するんですが、就労のお父さんお母さんの、どの程度利用されるかというか、この 2 番の月 12 日以内かつ週 3 日が条件で、連続利用は 2 日までということで制限してますので、この範囲内で利用できるのであれば一時預かり継続して頂いて全然結構なんですけど、それでも週 3 日連続で使いたいたとか 3 日以上利用したいという場合には保育園に預けざるを得ないと言うような状況になるかと思います。

委員長 この②番のこの制限よりも超えて利用されてるってこと。

委 員 そうですね、今毎日。

委員長 はい。分かりました。これでそこは見直しできると。(はい。) 分かりました。この件について、何か私が質問したような確認事項があればお願い致します。よろしいでしょうか。ありがとうございます。一応、説明の中で全体として、何か確認漏れ、ご質問し忘れがあればお願いしたいなと思いますけれども、どうでしょうか。大丈夫でしょうか。当初予定してた 5 時にちょうどなつてまいりましたので、日程 8 番、その他連絡事項という事で事務局の方いかがでしょうか。せつかくの機会でありますので、何か情報提供あれば。

福田委員 会議と関係ないかもしれないですけど、今度、28 日に HTB の「イチオシ」という番組で、6 時半から早来学園と、はやきた子ども園の特集をやるっていう。取材に来たんですけど、ぜひご覧頂けたらと思います。

及川委員長 「イチオシ」なんです。我々はまだ詳しく聞いていなかったの、情報共有させて頂いて、放送日などを発信できればと思います。ありがとうございます。それでは閉めてよろしいですか。長時間に渡り様々なご意見を頂きました。第 21 回子ども・子育て会議これもちまして終了させて頂きます。だいぶ暗くなってきましたので、帰り際にはお気を付けてお帰り頂ければと思います。本日はどうもありがとうございました。